

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、さいたま市に住所を有する場合における個人の県民税の所得割の税率について県費負担教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源の移譲のため引き下げる等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

県費負担教職員の給与負担事務に係る改正に伴い、さいたま市に住所を有する納税義務者に係る所得割の税率を引き下げる。

(二) 不動産取得税

ア 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を実際の取引価格の傾向を踏まえて補正する措置を講ずる。

イ 家庭的保育事業等の用に供する家屋を取得した場合、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準から控除する額について、当該不動産の価格の三分の二に相当する額とする。

(三) 自動車取得税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置等について、対象を絞り込むとともに、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長する。

(四) その他

地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

(一) 平成三十年一月一日

(二) 二(二)ア及び二(三) 平成三十年四月一日

(三) 二(二)イ 公布の日

(四) 二(四) 平成三十一年一月一日